

個別接種会場の運営（クリニック向け）

Ver 1.1（2021/04/07）

本資料は、クリニックや病院の外来などで実施する医療従事者またはそれ以外の住民の方への小規模な個別接種（または集団接種）の会場を運営するためのマニュアルです。一定規模以上の集団接種を行う場合は、別途資料「【病院向け】集団接種 運営手順」をご活用下さい。

また、ファイザー社が提供する「ファイザー新型コロナワクチンに係る説明資料 -接種会場の準備・運営」も必ずご参照して下さい。

（全体の流れ）

1. 受付
2. 予診待機
3. 予診
4. 接種待機
5. 接種
（参考）★3－5を一度に行う手順（医師が予診と接種を行う手順で、看護師1名が不要となります）
6. 経過観察
7. 終了後受付

（その他のブース）

8. 調剤
9. 緊急治療
10. ベッド上接種

1. 受付

概要	まず最初に立ち寄る場所。予約・本人確認、予診票の確認等を行う
人員	事務職員 1～2名
必要物品	筆記用具、バインダー、体温計 ・接種会場掲示物（ポスター等）→受付や玄関等に掲示しておく ・名簿（予約票／PC等） ・予診票、新型コロナワクチン予防接種についての説明書（厚労省）
業務内容	<p>■受付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 接種対象者のクーポン（接種券）と予診票（医療従事者の場合はV-SYSより出力された接種券付き予診票）を確認し、本人確認書類（運転免許証や保険証等）の内容を照らし合わせて本人確認を確実に実施する。高齢者施設の職員の場合、必要に応じて勤務先が発行する（優先接種対象である旨の）証明書も合わせて確認し、証明書は本人へ返却する。 <p>※その他、受付業務の詳細については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き（2.0版）」（R3.2/24厚労省作成）の第4章3「接種の流れ」（1）受付（対象者の本人確認）の項目を参照して下さい。</p> <p>※接種時点に住民票がある市町村とクーポン記載の市町村が異なる場合は再発行が原則必要</p> <p>※住民票のある市町村「外」での接種が例外的に許可される例は、欄外（※1）を参照</p> <p>■予診票の作成確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 体温計を渡して体温を測定してもらい、バインダーを渡して予診票に体温を記入させる。 予診票にクーポン（接種券）を貼付していない場合は貼付させる。 予診票に記載漏れがないか、確認する。 予診票にチェックが必要な記載がないか、確認する。 <p>① 受付で接種券記載の市町村名と接種医療機関の所在する市町村が異なる「やむを得ない事情」が確認できた場合は、予診票の質問事項2段目の付近に「確認済」などと朱書きする。</p> <p>② 予診票の質問事項3段目の「理解しましたか」が「いいえ」になっている場合は、「新型コロナワクチン予防接種についての説明書」を渡し、理解してもらう</p> <p>③ 「新型コロナワクチン接種希望書」に「接種を希望しません」と記載がある場合は接種ができません。</p> <p>■予診待機場所へ案内する</p>

※1. 住民票のある市町村以外での接種が例外的に許可される例

【事前の申請が必要でない方の例】

- ・（住民票のある市町村外の医療機関や施設などに）長期入院、長期入所している方
- ・基礎疾患を持つ方が、（住民票のある市町村外の医療機関の）主治医の下で接種する
- ・災害による被害にあった者
- ・勾留または留置されている受刑者等

【事前の申請が必要な方の例】

- ・出産のために里帰りしている妊産婦
- ・遠隔地へ下宿している学生
- ・単身赴任者

※その他事情がある場合は、市町村への相談が必要です。

2. 予診待機

概要	予診を待つ待機列（診察室前の待合を想定しています）
人員	不要（クリニックごとの診察室への呼び込みシステムを利用）（
必要物品	なし
業務内容	適宜、感染予防対策を行う（間隔、換気など）

3. 予診

概要	予診を行う場所（主に診察室を想定しています）
人員	医師1名
必要物品	筆記用具、スタンプ台、手指衛生用品 ・医師の氏名ゴム印、印鑑（※2） ・別途資料：「ワクチン接種手順～予診担当医師～」 ・別途資料：「予診資料（予診担当医師向け）」 ・診察器具（聴診器、ペンライト、舌圧子；通常使用しない）
業務内容	・本人確認を行う 予診票を受け取ったら、本人に「氏名・生年月日」を述べさせるなどして本人確認を行う ・予診を行う 別途資料を参考に、予診票の確認を行いながら予診を行う。 接種に際して特別な配慮が必要な場合（資料参照）は必要に応じて朱書きを加える ・予診を終えて接種可能と判断したら、署名捺印等を行う ・接種待機場所へ案内する。 ※臥位での接種が必要な者は適宜ベッド上接種の場所へ案内する

※2. ゴム印、印鑑：医師の署名2箇所を手書きにすると人数が多い場合時間がかかるため、「フルネームのゴム印」＋「印鑑」を準備しておく和良好的です（公式に認められています）

4. 接種待機

概要	接種を待つ待機場所（接種する処置室などの前を想定しています）
人員	不要
必要物品	特になし
業務内容	適宜、感染予防対策を行う（間隔、換気など）

5. 接種

概要	接種を行う場所（点滴や採血などを行う処置室を想定しています）
人員	看護師 1 人 / 1 ブース
必要物品	手指衛生薬剤、個人防護具（未滅菌手袋）、アルコール綿 / ベンザルコニウム綿等 針ボックス（箱）：黄色バイオハザードマークのついたもの 注射絆、机、筆記用具、時計
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認を行う 予診票を受け取ったら、本人に「氏名・生年月日」を述べさせて本人確認を行う ・ 特別な配慮が必要でないかの確認（予診票の朱書き）を行う 「臥位、30 分」の朱書きがあれば、ベッド上接種場所へ移動させる 「止血」の朱書きがあれば、接種後に 2 分間圧迫することを前もって指導する ・ アルコール綿で腫れたりしたことがないか聴取する アルコール綿がだめであれば、他の消毒綿（ベンザルコニウムなど）を使用する ・ 接種を行う 別途接種の資料等を参考に接種をおこなう 実際の接種は「日本プライマリ・ケア連合学会」の作成する動画も参考にしてください。 https://www.pc-covid19.jp/movie.php ・ 接種時刻を伝え（予診票の右下の空白に記載しても良い）、通常の方であれば 15 分間、「30 分」の朱書きがある方または「臥位、30 分」の朱書きがある方（ベッド上接種の方）は 30 分間、経過観察するように指示を行う ・ 経過観察ブースへ案内する

★ 3 - 5. 予診～接種を医師が行う場合

概要	予診～接種を一度に行う場所（主に診察室を想定しています）
人員	医師 1 名
必要物品	<ul style="list-style-type: none"> ■ 予診に必要な物品（項目 3 を参照） ■ 接種に必要な物品（項目 5 を参照）
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認を行う 予診票を受け取ったら、本人に「氏名・生年月日」を述べさせるなどして本人確認を行う ・ 予診を行う（項目 3 参照） ・ 予診を終えて接種可能と判断したら、署名捺印等を行う ・ ワクチンを接種する（項目 5 参照） ※臥位での接種が必要な者は適宜ベッド上接種の場所へ案内移動して、接種する ・ 接種し終わったら、経過観察スペースへ案内する

この方法では医師が予診からワクチン注射までをすべて行わないといけませんが、必要人員のうち看護師が 1 人減ります。スタッフ人員数に余裕がない場合で、接種人数があまり多くなく時間的に余裕がある場合はこの方法をとっても良いかもしれません。

6. 経過観察

概要	経過観察を行う場所（主に待合場所を想定しています）
人員	1人（可能であれば看護師などの医療職が望ましい）
必要物品	手指衛生薬剤 時刻がわかりやすい時計（分の単位まで明瞭に認識できるものが望ましい）
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・経過観察を行っている者の体調チェックを行う。 この際、30分経過観察者は特にアレルギー反応を起こすリスクが高いため、最も緊急治療ブースに近く顔が見えやすい場所に配置させることが望ましい ・経過観察時間が終わった者の予診票の接種時刻を確認し、終了後受付へ案内する ・体調不良者が出た場合、速やかに緊急治療場所へ案内/搬送し医師を呼ぶ

7. 終了後受付

概要	終了後の受付を行う場所
人員	事務職員1名
必要物品	手指衛生剤、パンフレット「新型コロナワクチンを受けた後の注意点」（厚労省HP）、 新型コロナワクチン接種記録書（医療従事者用）
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・予診票の一番下の欄の記載を行う。 ワクチン名・ロット番号の記載（又はワクチンメーカーから配送されるシール貼付） 接種量、実施場所、医療機関等コード、接種年月日の記載（押印） ・新型コロナワクチン接種記録書の交付を行う ①被接種者が医療従事者の場合（新型コロナワクチン接種記録書を使用する） 中央の氏名、住所、生年月日は接種を受ける者自身に記載させる（接種後の経過観察時間の間に記載してもらっていても良い）。 ワクチン名や製造番号等が記載されたシールを貼付し、接種年月日と接種会場は医療機関側の事務職員等で記入する。 ②被接種者が医療従事者以外の場合（持参するクーポンを使用する） クーポンの右側の「新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証」を用いる。 （シール貼付、記載等は①と同様） <p>→接種記録証が完成したら、被接種者へ渡す。1回目接種の場合、渡した接種記録証は2回目接種の際に忘れずに必ず持参するように指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット「新型コロナワクチンを受けた後の注意点」を渡す ・予診票は請求処理等で使用するので医療機関で引き取る。 ※予診票はコピー（またはスキャン）して診療録に準じて5年間保存する。 <p>※この作業は、接種を終えた方が経過観察スペースで待っている間に書類を受け取って作業を勧めておいても良いです。</p>

※予診の結果「見合わせ」となり、接種を行わなかった場合
 クーポンについている「診察したが接種できない場合」のシールを予診票に貼付して、請求等の処理を行う。医療従事者でクーポン（接種券）ではなく接種券付き予診票を持参した場合は、下図のように記入を行い同様に請求等の処理を行う。

②欄外に「1」を記入する

①券種欄の「2」と「ワクチン接種」を二重線で削除

1

診票 (1回目)

券種	ワクチン接種	1	回目
請求先	東京都千代田区	131016	
券番号			
氏名	厚労 太郎		

市 区 町 村

※ V-SYS への実績登録、請求事務は省略（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き（2.0版）」などを参照して下さい）

8. 調剤

概要	調剤を行うブース
人員	看護師／薬剤師：1～2人
必要物品	机、手指衛生剤、ワクチン、生理食塩水、注射器、針、アルコール綿 針ボックス（箱）：黄色バイオハザードマークのついたもの ワクチン搬送の容器
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの溶解、希釈、分注作業を行う →ワクチン製造会社が提供する資料を参考に実施する。 例：「ファイザー新型コロナワクチンに係る説明資料-ワクチンの取り扱い-」 <p>※可能であれば複数名で溶解から詰め替えの作業を目視によるダブルチェックを行う。 人員次第では、例えば接種担当看護師が時間を見ながら希積分注作業を行い、医師や経過観察場所のスタッフなどのスタッフに目視確認を行ってもらうなどの臨機応変な方法をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調剤が済んだワクチンを接種場所へ運ぶ

9. 緊急治療

概要	体調不良者が出た場合、緊急治療を行う場所（点滴処置室等を想定しています）
人員	基本的には常時配置は不要
必要物品	血圧計、経皮酸素飽和度測定器、静脈路確保用品、輸液セット ■ 必須の薬剤 ・ アドレナリン（1mg のアンプル製剤やプレフィルドシリンジ製剤） ・ 生理食塩水またはリンゲル液などの細胞外液点滴（500mL バッグ） ■ 利用可能であればあったほうが望ましい薬剤 ・ 点滴副腎皮質ステロイド（ヒドロコルチゾンやメチルプレドニゾロン、ベタメタゾンなど） ・ 抗ヒスタミン剤（点滴、内服） ・ 気管支拡張薬の吸入剤（ネブライザーなどでも可）
業務内容	・ 体調不良者が出た際に速やかに移送し、治療を開始する。 ・ 必要に応じて緊急通報を行い医療機関へ搬送する

10. ベッド上接種

概要	注射等で気分不良が起こったことがある者のワクチン接種と経過観察を同時に行う場所の設定は難しいが、例えば処置室（⑨緊急治療室）のベッドで接種したり、待合（⑥経過観察スペース）へ接種担当者が出向きそのまま接種する、などの対応方法もある
人員	経過観察担当者が兼任（見回りに来る）
必要物品	ベッドまたはリクライニング可能な椅子
業務内容	・ ベッド上での接種が必要な者の場合、接種ブースの看護師がワクチンとその他必要物品をトレイに入れて持ってきて、ベッド上臥位またはリクライニング椅子にもたれかかり座った状態で接種を実施する。 ・ 接種後は30分間、急に起き上がったり立ち上がったりすることを避ける

